

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 1 ページ目】</p> <p style="text-align: center;"><b>書 き 方</b></p> <p>1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条第1項から第4項までに規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第41条又は42条に掲げる書類を添付してください。</p> <p>外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第41条第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が平成17年4月1日以後において減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>ただし、平成21年4月1日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、平成17年4月1日以後において減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の⑩の金額がある場合）に記載します。</p> <p>ただし、平成21年4月1日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。</p> <p>ロ 「⑩ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑫の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑩」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の災害減免額を控除した後の所得税額を転記します。</p> <p>なお、2の⑩の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>③ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p>	<p>個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 1 ページ目】</p> <p style="text-align: center;"><b>書 き 方</b></p> <p>1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条第1項から第4項までに規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第41条各号に掲げる書類を添付してください。</p> <p>外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第41条第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が平成17年4月1日以後において減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>ただし、平成21年4月1日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、平成17年4月1日以後において減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の⑩の金額がある場合）に記載します。</p> <p>ただし、平成21年4月1日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。</p> <p>ロ 「⑩ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑫の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑩」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の災害減免額を控除した後の所得税額を転記します。</p> <p>なお、2の⑩の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>③ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p>